

泉崎村国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

泉 崎 村

【目次】

第1章	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	基本的な考え方	
1	基本目標	2
2	事前に備えるべき目標	2
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第3章	地域特性	
1	泉崎村の地域特性	4
2	泉崎村における主な自然災害リスク	5
第4章	脆弱性評価	
1	評価の枠組み及び手順	6
2	評価結果	9
第5章	強靱化の推進方針	
1	推進方針の策定	10
2	推進方針の具体的内容	10
第6章	計画の推進	
1	推進体制	31
2	国土強靱化を進めるために取り組む事業	31
3	進捗管理及び見直し	31
別紙1	脆弱性評価の結果	
別紙2	推進方針の施策分野対応表	
別紙3	個別事業一覧	

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの建物被害に加え、道路や上下水道、農業用施設、農地など、村内全域に甚大な被害をもたらした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。また、福島県は、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定した。

本村においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「泉崎村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「泉崎村総合振興計画」や「泉崎村地域防災計画」との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2年度から令和5年度の概ね4年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、泉崎村における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- 1 直前死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本村における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本村の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本村全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進する。
- 国、県、村、村民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性

1 泉崎村の地域特性

(1) 位置・地勢

泉崎村は、福島県の「中通り」南部に位置し、東京から約 200 km、県都福島市から約 75 kmの距離に位置している。白河丘陵と須賀川盆地の間に位置し、標高は阿武隈川に接する低地部で約 300m、村の中心部で 310m前後であり、最高地点は中央南部に位置する烏峠で標高 485.7mとなっている。

また、白河市と接する南端部を阿武隈川が東流しており、その支流である泉川が南北に流れている。泉川の支流として、中野川、神川があり農業利用されている。

村の全体面積は 35.4 km²で、約 3 割が山林、約 4 割が農地、宅地が約 1 割である。

(2) 気候

気候は、年平均気温 11℃～12℃であり、内陸部にありながら、県内では比較的温暖な地域となっている。10 月初旬には降霜があり、4 月下旬まで晩霜を受けることがあるものの積雪は少なく根雪期間はわずかである。降水量は、年間 1,400 mm程度であり、県内では少雨地帯に属する。

(3) 人口

国勢調査による本村の人口は、昭和 25 年から 50 年にかけて減少傾向にあったが、昭和 50 年以降増加傾向にあり、昭和 61 年以降の分譲住宅造成及び工業団地造成に加え、村営住宅建設に伴う転入人口の増加により平成 2 年には 6,656 人で増加率 21.24%となった。しかしながら、平成 7 年に 6,924 人となったのをピークに減少しており、現在は 6,400 人程で少子高齢化が進んでいる。

(4) 産業・社会基盤

平成 27 年国勢調査による産業別就業人口は、第 1 次産業 469 人 (13.8%)、第 2 次産業 1,353 人 (39.8%)、第 3 次産業 1,579 人 (46.4%) で、調査ごとに第 1 次、第 2 次産業の割合が減り、第 3 次産業の割合が増加している。

農業関係では米を中心に畜産や野菜栽培が盛んであり、また、村内には 5 つの工業団地に 44 社が立地し、全体では 61 の事業所を数えるなど、村内はもとより近隣地域の雇用を生んでいる。

社会基盤としては、J R 東北本線、国道 4 号線、東北自動車道が通っており、J R 東北本線の泉崎駅が村の中心部にあるほか、東北自動車道・あぶくま高原道路の矢吹インターチェンジが村に隣接し、福島空港までも 15 キロと、交通の利便性が大変よい地域である

2 泉崎村における主な自然災害リスク

(1) 地震災害

福島県には、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に顕著な活断層が認められるほか、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されており、内陸直下型地震が発生するリスクを抱えているほか、栃木県の常陸太田市から本県の棚倉町にかけて棚倉構造線が存在している。

また、福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の地震により、中通り及び浜通りを中心に県内 11 市町村で震度 6 強が観測された。相馬港では 9.3m 以上の大津波が観測されるなど、浜通り沿岸全域が津波の被害に襲われ、死者・行方不明者合わせて 3,900 名以上、家屋や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、甚大な被害が発生し、福島県の歴史人類を見ない大災害となった。

泉崎村においても震度 5 強を観測し、全壊 62 棟、半壊 323 棟、一部損壊 625 棟の住家被害となり、また、道路や上下水道、農業用施設、公共建物、民間工場など多くの施設で甚大な被害が発生した。

(2) 風水害・土砂災害

近年、全国各地で台風や前線の影響等により大規模な風水害や土砂災害が発生している。

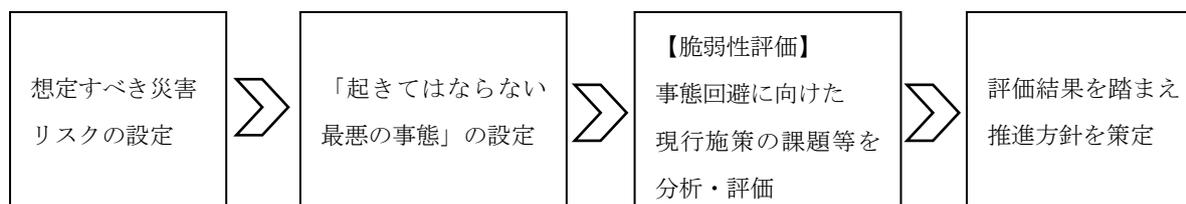
泉崎村においても、令和元年 10 月 12 日の台風 19 号（令和元年東日本台風）では、最も近い気象観測地点である白河市で、最大 24 時間降水量 371mm、最大 1 時間降水量 47mm の猛烈な雨を観測した。村内でも同様に猛烈な雨が降り、同日 19 時 50 分には大雨特別警報が発表された。この大雨の影響により、太田川地区を中心に住家の床上浸水 3 棟、床下浸水 14 棟、非住家の床下浸水 25 棟の被害があり、また農地や農業用施設、道路、準用河川などで多くの被害が発生した。

なお、これまでの大雨等により大規模な土砂災害が発生したことはないが、村内には福島県より指定された土砂災害警戒区域等が 8 箇所、基礎調査が終了した土砂災害の危険性のある区域も 5 箇所あることから、今後も台風などによる大雨には十分な警戒が必要である。

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本県を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本県が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本村の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(1) 本計画の対象とする災害リスク

過去に発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後本村に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本村の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される28の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (28項目)	
1	直前死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (28項目)	
5	経済活動を機能不全に陥 らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生 産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給 関連施設、交通ネットワ ーク等の被害を最小限に 留めるとともに、早期に 復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能 の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-4	異常渇水等により用水の供給の途絶
7	制御不能な複合災害・二 次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損 壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及 びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従 前より強靱な姿で復興で きる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞に より復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・ 復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復 興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野（11項目）	
1	行政機能
2	住宅・まち
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林
8	環境
9	村土保全
10	リスクコミュニケーション
11	長寿命化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努めた。

2 評価結果

評価結果は、別紙1のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の策定

第4章に脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」ごとに策定した。

また、推進方針と施策分野の対応は、別紙2のとおりである。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本村に致命的なダメージを与えるものであることから、重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

2 推進方針の具体的内容

本村の強靱化施策の推進新方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

○住宅・建築物の耐震化等<1-1> 【事業課建設水道係】

住宅は村民生活の基盤として、特定建築物となる公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、県及び関係団体との連携を一層強化しつつ、住宅建築物耐震改修事業等を利用して住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進する。

○教育施設の老朽化対策等<1-1> 【教育課学校教育係】

学校避難所としての機能を兼ね備えた長期的な視点にたった施設維持を目標とし、学校施設等の個別施設計画の策定に取り組む。また、各施設の責任者は建築基準法や学校保健安全法に基づき実施される各施設の調査結果をもとに、日常的に施設の適正な管理を行い、教育委員会は、防災拠点となる学校等と連携強化を図りながら必要に応じ指導助言を行う。

指標名	現状値	目標値
個別施設計画策定済拠点数（単位：拠点）	1 (R 2)	10 (R 5)

○村営住宅の老朽化対策等<1-1> 【事業課建設水道係】

村営住宅の適正な維持管理は、災害に強いまちづくりを進めるために必要不可欠であることから、公営住宅ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業などを活用し対策を推進する。また、老朽化の著しい木造公営住宅については、新規の入居を停止し、空き棟となった建物から除却を行っていく。

○庁舎等の点検・保守管理等<1-1、3-1> 【総務課総務係】

防災拠点の中心となる本庁舎が災害発生時に迅速かつ的確な災害対応を行うため、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設として機能の常時確保に取り組む。

○空き家対策の推進<1-1> 【事業課建設水道係・産業係】

空き家の解消を図り、空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、空家等対策協議会等の第3者機関を設置し、危険と判断される空き家への指導、助言、勧告、命令を行っていくとともに、村民から寄せられる空き家に対す

る苦情についても、速やかな対処を行っていく。また空き家の利活用促進に取り組むとともに、空き家の管理、利活用について、建物の所有者に対する意識の啓発を図る。

○宅地の耐震化等<1-1>

【事業課建設水道係】

村が公表した大規模盛土造成地について、社会資本整備総合交付金を活用し変動予測調査等を行い、盛土造成地の安全性の把握に努めるとともに、危険性が高い箇所については、災害時の被害の軽減を図るための対策を検討する。

○都市公園等の適切な維持管理<1-1>

【教育課生涯学習係】

施設の機能保全とともに災害時の避難者の受け入れに際し利用者の安全確保を図るため、維持管理の充実を図る。

社会資本整備総合交付金を活用して、施設の計画的な維持補修を行う。

○消防団の充実・強化<1-1、2-3>

【住民福祉課住民係】

消防団は、地域防災の要となる存在であるが、人口減少や就業構造の変化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、団員の減少及び高齢化が進んでいる。そのため若い世代の消防団加入促進に取り組むとともに、消防団活動に対して地域や雇用者側からの理解や支援が得られるよう努める。また、消防団活動に必要な消防車両等の更新や資機材の配備を行い、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○河川の維持管理・改修等<1-2>

【事業課建設水道係】

国、県が管理する河川については、未改修箇所の早期改修と維持管理の強化について、関係機関へ働きかけを行う。

村が管理する河川については、緊急性等を考慮のうえ、改修を進めるとともに、堆砂撤去、河道内支障木の伐採及び護岸堤防の修繕等を行い雨水流下能力の確保を図る。

○防災マップの更新<1-2、1-3、1-4>

【住民福祉課住民係】

住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、各種防災情報を盛り込んだ防災マップを更新し、全世帯や企業等に配布するとともに、ホームページで公開し周知を図る。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害防止対策の推進<1-3> **【住民福祉課住民係】【事業課建設水道係】**
土砂災害による被害を防止するための対策工の実施について、県に働きかける。
また、危険個所の周知を図るとともに、定期的な点検について県と連携を図る。
- 森林の多面的機能の維持・保全<1-3、7-4> **【事業課産業係】**
林業の成長産業化に資する間伐等を推進するとともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の公益的機能を発揮するため、治水・治山施設の整備等も併せて整備を検討する。
- 防災マップの更新（再掲）<1-2、1-3、1-4> **【住民福祉課住民係】**
住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、各種防災情報を盛り込んだ防災マップを更新し、全世帯や企業等に配布するとともに、ホームページで公開し周知を図る。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 住民等への情報伝達体制の強化<1-4、4-2、4-3> **【住民福祉課住民係】**
防災情報の伝達は、迅速で正確な対応が必要であることから、職員の役割分担を明確にし、日頃から機器操作の訓練等を実施する。
防災行政無線戸別受信機については、新築住宅など未設置住宅への設置に取り組む。
パソコンや携帯電話を持たない方への情報伝達についても検討を図る。
また、災害関連情報については、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図っていく。
- 福祉避難所の充実確保<1-4、2-4、2-6> **【住民福祉課福祉係】**
福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄し、災害時に物資等が不足するおそれがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保し供給する仕組みを構築していく。
また、避難の際に混乱が生じないように、平常時から福祉避難所の目的やルール等に関する知識の普及啓発を図り、災害時における福祉避難所開設の際には、一般避難所関係機関との連携を図る。
- 避難行動要支援者対策の推進<1-4、8-3> **【住民福祉課住民係】**
高齢者、障がい者などの要配慮者は、災害情報の受理・認識 避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想されることから、災害発生時、速や

かに要配慮者を把握して円滑に避難誘導等を行うため、避難行動要支援者名簿の作成・随時更新や対象者一人一人の具体的な個別支援計画の作成などに取り組み、また、関係機関及び地域住民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施するなど、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実を推進する。

○在留外国人に対する多言語による情報提供<1-4> **【住民福祉課住民係】**

在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、国のスマートフォンアプリやウェブサイトの周知、また、村ホームページに実装されている翻訳機能を活用し情報が得られるよう、防災情報や避難情報についてわかりやすい内容となるよう取り組む。

○学校安全計画の更新等<1-4> **【教育課学校教育係】**

各学校等の安全計画や災害時における避難マニュアル等は、社会情勢や地域の実情を踏まえ定期的に見直しを行う。また、平時は万一の災害に備え、関係機関との連携を強化するとともに、防災教育の充実や避難訓練、救命救急講習など避難体制の確立と避難行動の準備に万全を期すこととする。

○自助・共助の取組推進<1-4、2-1、8-3> **【住民福祉課住民係】**

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公序」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、村民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく。

○防災マップの更新（再掲）<1-2、1-3、1-4> **【住民福祉課住民係】**

住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、各種防災情報を盛り込んだ防災マップを更新し、全世帯や企業等に配布するとともに、ホームページで公開し周知を図る。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 物資供給体制の充実・強化<2-1、5-2> 【住民福祉課住民係】

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定の締結団体・事業者との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく。

- 非常用物資の備蓄<2-1> 【住民福祉課住民係】

災害発生時に、必要な物資を避難所へ避難している被災者等に対し適切に供給できるよう、数量が不十分なものや備蓄できていないものの配備に努める。

また、感染症対策のため、マスクや消毒液などの備蓄品についても、必要な用品や数量について検討し配備に努める。

- 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化<2-1、2-3、3-1、8-2> 【住民福祉課住民係】

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

- 水の安定供給<2-1、2-6> 【事業課建設水道係】

災害時の飲料水の迅速かつ的確な供給のため、病院等の供給停止が困難な施設への給水方法や手段について予め確認しておくほか、緊急貯水槽の設置等について検討を進める。また、給水袋の備蓄を進めていく。

- 水道施設の耐震化、老朽化対策<2-1、6-2> 【事業課建設水道係】

引き続き配水池や重要路線の水道管路の耐震化や老朽管路の更新を行いながら、経営戦略により将来の更新需要を把握し、計画的に更新を行い施設の健全化を図る。

- 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3> 【事業課建設水道係】

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に務め、代替路線等とのネットワークについて 関係機関と連携しながら整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「泉崎村橋梁長寿命

化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。

災害発生時の対応について、効率的な対応が図られるよう建設業者等と更なる連携強化を進める。

○迂回路となりうる農道・林道の整備<2-1、2-2、5-1、5-2> **【事業課産業係】**

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。

○自助・共助の取組推進（再掲）<1-4、2-1、8-3> **【住民福祉課住民係】**

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公序」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、村民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

【事業課建設水道係】

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に務め、代替路線等とのネットワークについて 関係機関と連携しながら整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「泉崎村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。

災害発生時の対応について、効率的な対応が図られるよう建設業者等と更なる連携強化を進める。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2>

【事業課産業係】

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 消防団の充実・強化（再掲）＜1-1、2-3＞ 【住民福祉課住民係】
- 消防団は、地域防災の要となる存在であるが、人口減少や就業構造の変化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、団員の減少及び高齢化が進んでいる。そのため若い世代の消防団加入促進に取り組むとともに、消防団活動に対して地域や雇用者側からの理解や支援が得られるよう努める。また、消防団活動に必要な消防車両等の更新や資機材の配備を行い、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。
- 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）＜2-1、2-3、3-1、8-2＞ 【住民福祉課住民係】
- 大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

- 地域医療の充実＜2-4、2-6＞ 【住民福祉課福祉係】
- 災害拠点病院である白河厚生総合病院における医師確保・機能強化のための支援を行い、医療人材の確保を図る。また、災害時には救急医療病院を含めた医療機関が被災者に対しての適切な医療が提供できるように、村民に対しては平時より適切な受診行動の必要性についての啓発を行い、医療機関の確保に努める。
- 福祉避難所の充実確保（再掲）＜1-4、2-4、2-6＞ 【住民福祉課福祉係】
- 福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄し、災害時に物資等が不足するおそれがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保し供給する仕組みを構築していく。
- また、避難の際に混乱が生じないように、平常時から福祉避難所の目的やルール等に関する知識の普及啓発を図り、災害時における福祉避難所開設の際には、一般避難所関係機関との連携を図る。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症予防の推進<2-5>

【住民福祉課福祉係】

被災地や避難所における感染症の発生予防・蔓延防止のため、平時から予防接種の勧奨、マスクや手指消毒剤の備蓄、感染症予防に関する正しい知識や予防対策についての普及啓発を図る。また、避難所生活の長期化による健康への影響も懸念されるため、健康管理に関する情報等の周知を図る。

○家畜伝染病対策の充実・強化<2-5、7-5>

【事業課産業係】

家畜伝染病の発生を予防するため、県や家畜保健衛生所等関係機関との緊密な連携を継続して実施し家畜伝染病の発生予防に効果的な情報の周知・啓発を図るほか、家畜伝染病発生時には早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、県の策定する防疫対策マニュアル等に基づき適切な対応を取れるよう、初動防疫に必要な人員の確保等、庁内の関係各課との緊密な連携を継続する。

○農業集落排水処理施設等の強化<2-5、6-2>

【事業課建設水道係】

対応従事者の被災時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取り組みを推進する。
農業集落排水事業は「最適整備構想」に基づき、適切な点検調査、改築更新を実施し、農業集落排水処理施設等の持続的な機能確保を図る。

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進<2-5、6-2> 【住民福祉課住民係】

し尿みを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○福祉避難所の充実確保（再掲）<1-4、2-4、2-6>

【住民福祉課福祉係】

福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄し、災害時に物資等が不足するおそれがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保し供給する仕組みを構築していく。

また、避難の際に混乱が生じないように、平常時から福祉避難所の目的やルール等に

関する知識の普及啓発を図り、災害時における福祉避難所開設の際には、一般避難所関係機関との連携を図る。

○水の安定供給（再掲）＜2-1、2-6＞

【事業課建設水道係】

災害時の飲料水の迅速かつ的確な供給のため、病院等の供給停止が困難な施設への給水方法や手段について予め確認しておくほか、緊急貯水槽の設置等について検討を進める。また、給水袋の備蓄を進めていく。

○地域医療の充実（再掲）＜2-4、2-6＞

【住民福祉課福祉係】

災害拠点病院である白河厚生総合病院における医師確保・機能強化のための支援を行い、医療人材の確保を図る。また、災害時には救急医療病院を含めた医療機関が被災者に対しての適切な医療が提供できるように、村民に対しては平時より適切な受診行動の必要性についての啓発を行い、医療機関の確保に努める。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 庁舎等の点検・保守管理等（再掲）＜1-1、3-1＞ 【総務課総務係】
防災拠点の中心となる本庁舎が災害発生時に迅速かつ的確な災害対応を行うため、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設として機能の常時確保に取り組む。
- 業務継続に必要な体制の整備＜3-1＞ 【住民福祉課住民係】
大規模災害発生時に村の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続計画を策定し、業務継続体制の充実・強化に取り組む。
- 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）＜2-1、2-3、3-1、8-2＞ 【住民福祉課住民係】
大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。
- 緊急車両等に供給する燃料の確保＜3-1、6-1＞ 【住民福祉課住民係】
燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を図り、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進する。
- 受援体制の整備＜3-1＞ 【住民福祉課住民係】
大規模自然災害の発生には、行政機関が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対応業務の発生が見込まれることから、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み、受援体制の整備を推進する。
- 電力関係事業者との連携強化＜3-1、6-1＞ 【住民福祉課住民係】
大規模自然災害等に伴う広範囲な停電が発生した場合に、住民の生活と安全を守り、電力設備の迅速で円滑な復旧を図るため、東北電力ネットワーク(株)白河電力センターと災害時の協力に関する協定を締結している。災害時重要施設リストの情報も共有しているが、今後も連携強化を図り、充実に向けて取り組んでいく。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 情報通信設備の耐災害性の強化<4-1> 【総務課企画財政係】
地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムサーバーを民間データセンターのハウジング委託を活用した重要ネットワーク機器の運用管理等の検討を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る。
- 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化<4-1> 【総務課企画財政係】
大規模災害等が発生した場合、速やかに障害を検知し、保守対応するとともに、関係部署へ適切に連絡・報告できる有効な枠組みの構築を目指し、体制強化を推進する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民等への情報伝達体制の強化（再掲）<1-4、4-2、4-3> 【住民福祉課住民係】
防災情報の伝達は、迅速で正確な対応が必要であることから、職員の役割分担を明確にし、日頃から機器操作の訓練等を実施する。
防災行政無線戸別受信機については、新築住宅など未設置住宅への設置に取り組む。パソコンや携帯電話を持たない方への情報伝達についても検討を図る。
また、災害関連情報については、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図っていく。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 住民等への情報伝達体制の強化（再掲）<1-4、4-2、4-3> 【住民福祉課住民係】
防災情報の伝達は、迅速で正確な対応が必要であることから、職員の役割分担を明確にし、日頃から機器操作の訓練等を実施する。
防災行政無線戸別受信機については、新築住宅など未設置住宅への設置に取り組む。パソコンや携帯電話を持たない方への情報伝達についても検討を図る。
また、災害関連情報については、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図っていく。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

○企業の事業継続の支援<5-1>

【事業課産業係】

村内企業個々の災害時の対応方針、計画、マニュアルを調査し、県、村内商工会と連携のうえ、事業継続計画（BCP）の策定について検討を進める。

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

【事業課建設水道係】

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に務め、代替路線等とのネットワークについて 関係機関と連携しながら整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「泉崎村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。

災害発生時の対応について、効率的な対応が図られるよう建設業者等と更なる連携強化を進める。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2>

【事業課産業係】

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。

5-2 食料等の安定供給の停滞

○物資供給体制の充実・強化（再掲）<2-1、5-2>

【住民福祉課住民係】

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定の締結団体・事業者との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく。

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）〈2-1、2-2、5-1、5-2、6-3〉

【事業課建設水道係】

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に務め、代替路線等とのネットワークについて 関係機関と連携しながら整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「泉崎村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。

災害発生時の対応について、効率的な対応が図られるよう建設業者等と更なる連携強化を進める。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）〈2-1、2-2、5-1、5-2〉

【事業課産業係】

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

○再生可能エネルギーの導入拡大<6-1> 【総務課企画財政係】

災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーの導入及び理解の促進を図る。

指標名	現状値	目標値
住宅太陽光発電システム設置補助件数 (単位：件数)	6 (R 2)	9 (R 5)

○村の要請に基づく避難所等へのLPガス供給<6-1> 【住民福祉課住民係】

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定に基づき、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保するとともに、いつ起こるかわからない災害に備えて、日頃から協定に基づく協力要請や連絡体制を相互に確認し、協定締結事業者との連携強化に取り組む。

○緊急車両等に供給する燃料の確保(再掲)<3-1、6-1> 【住民福祉課住民係】

燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を図り、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進する。

○電力関係事業者との連携強化(再掲)<3-1、6-1> 【住民福祉課住民係】

大規模自然災害等に伴う広範囲な停電が発生した場合に、住民の生活と安全を守り、電力設備の迅速で円滑な復旧を図るため、東北電力ネットワーク(株)白河電力センターと災害時の協力に関する協定を締結している。災害時重要施設リストの情報も共有しているが、今後も連携強化を図り、充実に向けて取り組んでいく。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

○水道施設の耐震化、老朽化対策(再掲)<2-1、6-2> 【事業課建設水道係】

引き続き配水池や重要路線の水道管路の耐震化や老朽管路の更新を行いながら、経営戦略により将来の更新需要を把握し、計画的に更新を行い施設の健全化を図る。

- 農業集落排水処理施設等の強化（再掲）＜2-5、6-2＞ **【事業課建設水道係】**
対応従事者の被災時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取り組みを推進する。
農業集落排水事業は「最適整備構想」に基づき、適切な点検調査、改築更新を実施し、農業集落排水処理施設等の持続的な機能確保を図る。

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進（再掲）＜2-5、6-2＞ **【住民福祉課住民係】**
し尿みを処理する単独処理浄化槽について、平成 12 年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

- 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）＜2-1、2-2、5-1、5-2、6-3＞ **【事業課建設水道係】**
平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に務め、代替路線等とのネットワークについて 関係機関と連携しながら整備を進める。
災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「泉崎村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。
災害発生時の対応について、効率的な対応が図られるよう建設業者等と更なる連携強化を進める。

- 公共交通の役割＜6-3、8-3＞ **【総務課企画財政係】**
災害時には、鉄道などの運行状況の周知を図るほか被災により通常の移動が困難な場合には、代替輸送やルート変更などについて関係団体と調整しながら、速やかな運行再開に努めていく。また、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進する。

6-4 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 渇水への対策＜6-4＞ **【事業課建設水道係】**
本村の重要水源は隣接する西郷村にあるため、緊急時に連携して迅速な対策が行えるよう、平時から関係強化に努める。

渇水時や今後の更なる水の需要に備え、休止している愛宕町浄水場の処理施設の整備を検討していく。

○農業用水の渇水対策＜6-4＞

【事業課産業係】

異常な少雨・少雪を想定し、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するために、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○農業用ため池ハザードマップの作成・活用<7-1>

【事業課産業係】

東日本大震災では多くのため池で決壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、泉崎村における農業用ため池ハザードマップの作成・公表に係る取組を計画し、農業用ため池の防災・減災対策の推進を図る。

指標名	現状値	目標値
防災重点ため池の耐震診断率	23% (R2)	100% (R4)

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

○有害物質の流出・拡散対策の推進<7-2>

【住民福祉課住民係】

有害物質の大規模拡散防止対策については、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための情報を迅速かつ正確に伝達することが必要であることから、今後も引き続き、国、県、関係市町村と連携を図る。

○アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体<7-2>

【住民福祉課住民係】

災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露する恐れがあるため、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の把握に努め、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進める。

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

○原子力防災体制の充実・強化<7-3>

【住民福祉課住民係】

原子力災害の教訓を踏まえ、今後も引き続き、県主催の原子力防災通信訓練に参加するなど、原子力防災体制の充実・強化を図る。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○農業・林業の担い手確保・育成<7-4>

【事業課産業係】

農業者の高齢化や 農業経営体数の減少、原子力災害に伴う風評被害による営農意欲の減退等の課題が懸念される中において、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。

指標名	現状値	目標値
認定農業者数（単位：経営体）	53 (R2)	55 (R5)
認定新規就農者数（単位：人）	3 (R2)	5 (R5)

○森林の多面的機能の維持・保全（再掲）<1-3、7-4>

【事業課産業係】

林業の成長産業化に資する間伐等を推進するとともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の公益的機能を発揮するため、治水・治山施設の整備等も併せ整備を検討する。

○有害鳥獣対策の充実・強化<7-4>

【事業課産業係・住民福祉課住民係】

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

○家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）<2-5、7-5>

【事業課産業係】

家畜伝染病の発生を予防するため、県や家畜保健衛生所等関係機関との緊密な連携を継続して実施し家畜伝染病の発生予防に効果的な情報の周知・啓発を図るほか、家畜伝染病発生時には早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、県の策定する防疫対策マニュアル等に基づき適切な対応を取れるよう、初動防疫に必要な人員の確保等、庁内の関係各課との緊密な連携を継続する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の確立<8-1> 【住民福祉課住民係】
- 大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物処理計画の策定検討を含め、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に取り組む。

8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）<2-1、2-3、3-1、8-2> 【住民福祉課住民係】
- 大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。
- 災害・復興ボランティア団体との連携強化<8-2> 【住民福祉課住民係】
- 大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入れの窓口となる村社会福祉協議会との連携・協働による取組を促進し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図る。

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 自助・共助の取組推進（再掲）<1-4、2-1、8-3> 【住民福祉課住民係】
- 地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公序」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、村民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく。

○避難行動要支援者対策の推進（再掲）＜1-4、8-3＞ **【民福祉課住民係】**

高齢者、障がい者などの要配慮者は、災害情報の受理・認識 避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想されることから、災害発生時、速やかに要配慮者を把握して円滑に避難誘導等を行うため、避難行動要支援者名簿の作成・随時更新や対象者一人一人の具体的な個別支援計画の作成などに取り組み、また、関係機関及び地域住民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施するなど、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実を推進する。

○公共交通の役割（再掲）＜6-3、8-3＞ **【総務課企画財政係】**

災害時には、鉄道などの運行状況の周知を図るほか被災により通常の移動が困難な場合には、代替輸送やルート変更などについて関係団体と調整しながら、速やかな運行再開に努めていく。また、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進する。

○地域コミュニティの再生・活性化＜8-3＞ **【総務課企画財政係】**

地域のコミュニティは災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤であることから、定住・二地域居住の推進により、地域の担い手を確保していくとともに、地域資源を活用した事業化の支援など、住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進する。

【事業課産業係】

今後の商工業の発展を図るうえで、経営相談や事業展開など幅広い観点での指導等を行っている商工会などが実施している事業への補助を引き続き実施することで持続したコミュニティの活性化を図る。また、若手や子育て世代など新たなコミュニティを呼び込むことができるものとして、商工会自体で実施している事業への補助により事業の継続化を図る。

第6章 計画の推進

1 推進体制

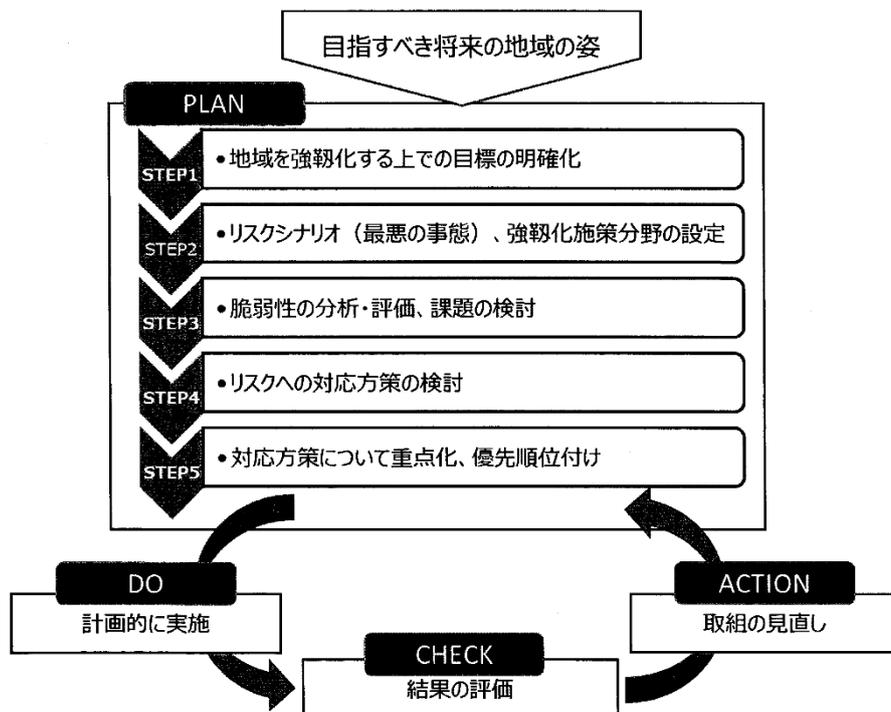
本計画の推進については、泉崎村国土強靱化地域計画推進連絡会議を中心とする部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなまちづくり」に取り組む。

2 国土強靱化を進めるために取り組むべき事業

本計画の実効性を高めるために、個別の事業（別紙3）をとりまとめ、本村における強靱化の更なる推進を図る。

3 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本村を取り巻く社会経済情勢の変化や本村における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



泉崎村国土強靱化地域計画

令和3年3月

泉崎村住民福祉課住民係

〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145

電話：0248-53-2112

FAX：0248-53-2958